

平塚市 猫の不妊及び去勢手術の補助金制度

野良猫の増加及びこれに伴う被害を防止するため、野良猫の不妊又は去勢手術に要する費用の一部を補助するものです。

＜補助金の交付条件＞ (必ず手術前に申請してください。)

平塚市内に生息する野良猫のみ が補助金の対象となります！！

- ① 「申請者が平塚市に住民登録があること」と、「猫は獣医師が手術に相当と認めた健康な野良猫であること」が交付の条件です。(飼い猫は補助金の対象外です)
- ② 手術後は、動物愛護の精神に基づいて対応してください。

＜補助金の額＞

以下の金額又は手術費の2分の1のいずれか低い額。

100円未満の端数がある場合は切り捨て。

- ① 不妊手術(メス) 1匹につき4,000円
- ② 去勢手術(オス) 1匹につき2,000円



補助金が予算額に達した場合は
年度途中でも終了となります。

＜申請手続きのしかた＞

- ① 「猫不妊及び去勢手術補助金交付申請書」を、**手術前**に環境保全課に提出してください。(郵送可)
*一度の申請で複数枚の申請書を受付することはできません。
*押印は必要ありません。(令和3年度から)
- ② 交付条件を審査し、申請者に「猫不妊及び去勢手術補助金交付決定通知書」を送付します。
*「猫の不妊及び去勢手術補助金実施報告書」「猫不妊及び去勢手術補助金交付請求書」「猫不妊及び去勢手術補助金変更(中止)承認申請書」が同封されます。
- ③ 「猫不妊及び去勢手術補助金交付決定通知書」に基づき猫の不妊及び去勢手術を実施してください。
***神奈川県内に開業する動物病院**にて手術を実施してください。
***手術は**交付決定の日から**1ヶ月以内**に行ってください。(例：交付決定が5月15日付で決定された場合の手術期限は翌6月14日です。3月1日以後の場合、**3月末日**までに手術を行ってください。)
*手術を中止する場合は、「猫不妊及び去勢手術補助金変更(中止)承認申請書」に決定通知書の写しを添えて、環境保全課に提出してください。(郵送可)
- ④ 手術後、「猫の不妊及び去勢手術補助金実施報告書」、「猫の不妊及び去勢手術補助金交付請求書」、「手術費の記載された領収書又は明細書(いずれも原本で申請者名の記載されたもの)」と「決定通知書の写し」を添えて、環境保全課に提出してください。(原則、**郵送不可**)
なお、決定通知書の猫の匹数から手術する猫の匹数が減った場合は、あわせて「猫不妊及び去勢手術補助金変更(中止)承認申請書」の提出が必要です。(増やすことはできません)
*手術から**1ヶ月以内**に提出してください。(手術日が3月1日以後の場合、**3月末日**までに提出してください。)期間を過ぎると、**補助金が交付できなくなります**ので御注意ください。
- ⑤ 補助金を交付(口座振込による支払)

ご注意：手術は、平塚市に補助金の申請をし、決定通知書の送付を受けてから実施してください。**申請前に手術を実施した場合は、補助金の交付対象にはなりません。**

問い合わせ先：平塚市役所環境保全課 電話：0463-23-1111 内線2658

交付申請書

(猫不妊及び去勢手術補助金交付申請書)

年 月 日

(提出先)

平塚市長

(申請者)

郵便番号

住 所 平塚市

氏 名

電 話 ()

平塚市猫不妊及び去勢手術補助金交付要綱第5条の規定に基づき、次のとおり補助金の交付を申請します。なお、申請にあたっては、手術後、当該猫を終生飼養できる者に引き渡すか、元の場所に返送し、その地域で管理を継続する場合は、近隣へ迷惑のかからないよう、糞尿の管理を行い、この猫が終生幸せに暮らせるよう努力します。

また、捕獲及び手術に伴うトラブル等については、私が一切の責任を持って処理するとともに、今回申請する猫については、平塚市内に生息する野良猫であることに相違ありません。

	1匹目	2匹目	3匹目	4匹目	5匹目
手術予定の猫がいる地域	申請者と同じ ()	申請者と同じ ()	申請者と同じ ()	申請者と同じ ()	申請者と同じ ()
猫の健康状態は良好ですか？	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
手術予定動物病院 (市町村名)	()	()	()	()	()

※担当者処理欄

次のとおり補助金を交付してよろしいでしょうか。			匹
審	① 住民登録	有 ・ 無	(備考)
	② 県内獣医師	可 ・ 不可	
査	番 号		